

特集1

民事裁判のIT化

シンガポールにおける司法のIT化事情

- I 日弁連によるシンガポール調査の概要
- II シンガポールの裁判所とe-Litigationの運用範囲
- III e-Litigationの構成及び内容
- IV 日本とシンガポールの司法制度の対比



神奈川県弁護士会会員
本田 正男
Honda, Masao

I 日弁連によるシンガポール調査の概要

シンガポールの裁判所では、2000年に電子的ファイルシステム(EFS(e-Filing System))が導入され、日弁連では、2008年11月コンピュータ委員会による海外調査も行われていたところであったが、その後、2013年にはe-Litigationと呼ばれる新たな統合電子訴訟システム(The Integrated Electronic Litigation System)に移行し、本格稼働させていることから、弁護士業務改革委員会ITプロジェクトチームにおいて、2015年4月改めてシンガポールの最高裁判所や弁護士会、法律事務所等を訪問し、そのシステムの仕組みや評価に関して調査を実施した。以下の報告はこの際の調査に準拠している(詳細は、第19回弁護士業務改革シンポジウム第8分科会の資料を参照されたい。)。

II シンガポールの裁判所とe-Litigationの運用範囲

シンガポールには、Supreme Court(最高裁判所)とDistrict Court(地方裁判所)の2つの施設があり、最高裁判所には、Court of Appeal(上訴法廷)とHigh Court(高等法廷)が入っている。Court of Appealは日本の最高裁判所に相当する最終審裁判所であり、High Courtは日本の高等裁判所に相当するもので、下級裁判所の控訴を扱うほか、係争金額が25万ドル超の訴訟などの一審を扱う。

e-Litigationは、High Court(高等法廷、25万ドル~)、District Court(地区法廷、6~25万ドル)、Magistrate's Court(治安判事法廷、~6万ドル)で利用されているが、本人訴訟のみで代理人のつけられないSmall Claims(少額事件法廷、~1万ドル)では利用されていない。

ちなみに、シンガポールにおいても本人訴訟は可能だが、弁護士資格を有しない人は、直接

e-Litigationを利用することはできない。サービスビューロー(政府の指定する民間団体)を通して電子化し、裁判所に提出することになる。



III e-Litigationの構成及び内容

1 システムの構成

e-Litigationのシステムは、大きく分けて、弁護士の利用するFront Endと、裁判所が利用するBack Endからなる。Front Endは、弁護士がWebを介して電子文書を裁判所に提出する機能や、訴訟ごとの進行状況や資料の閲覧を行う機能を備えている。弁護士が提出する文書は、Front EndのEnterprise Service Bus(ESB)からBack EndのESBに送られる。Back EndのESBに取り込む際に、改ざん防止のため、システムのデジタル署名が付される。また、Back Endでは、申請文書などに裁判所の印影画像(seal。丸いスタンプのイメージで日時などが書き込まれている。シンガポールではこれを"e-Seal"と言っている。)を付加して、DBに登録する。弁護士には、sealのついた文書が返送され、弁護士のInboxに表示される(DBからの閲覧も可能。)。申請から返送までは5分程度ですむ。

2 弁護士側の機能(Front End)の内容

2013年にシステムが更新され、現行のe-Litigationになった。

新旧のシステムの違いは、EFSではPDFでの画像の提出だけだったが、e-Litigationでは、ほとんどの記録がテキスト形式であるため、検索機能も使うことができる点にある。また、当初のシステムでは認証のためにスマートカードとそのリーダーが必要であったが、現行システムはWebベースに移行し、不要となった。

また、Webからの入力なので、事務所外から

もアクセスすることができ、若手の弁護士は自分で入力を行っている。モバイル機器でも閲覧できるようモバイル用にもフォーマットされている。

e-Litigationのウェブサイトへの認証アクセスはSingPass(シンガポール人又はシンガポール永住権保持者、就労許可証保持者のため的一般的な個人認証番号で、政府機関へのアクセスはすべてSingPassで行うことができる。)を使って行う。認証に必要となるのは、SingPassとパスワードだけである。

ログインすると書類の受理などが行われるIn-Box(受信フォルダ)が画面に表示される。

入力は、入力フォームと質問形式に沿って、Writ of Summons(召喚状)や、知財、建築等の分野や、仲裁などの手続の種類、裁判所の選択、係争金額、参照される書類、当事者情報(個人、会社、組合、船舶所有者などの種別、住所、電話番号等)を入力する。

弁護士事務所スタッフも、e-Litigationに登録していればアクセスすることができ、ファイルを入力する権限を有する者と閲覧権限しか有しない者を設定することもできる。

裁判所のシステム障害等の理由に対しては、backdate(日付を遡って有効とすること。)を申し立てることもできる。

Web上で裁判所費用計算もなされる。裁判所に弁護士事務所が口座を登録しておくと、そこから引き落とされる。サイトから、クライアントへの課金に関する情報も簡単に取れるので、依頼者への請求も容易になっている。

最終的な判決文は、システムとは別に作成される。原本には署名がつき、それを裁判所に受け取りに行く。なお、封緘されるのは、主文のみ。判決理由など判決全文は全部公開されている(多くの事件は実名だが、家事などは実名を入れない。)。

3 裁判所側の機能 (Back End) の内容

裁判所側の機能の中心的なものは、事件管理 (Case Management) である。設定されている期日を、事件、法廷、裁判官のそれぞれから検索したり、確認したりすることができる。

裁判所では様々なタイプのHearing (裁判所の審理) が行われるが、Hearingは、その種類により、曜日や時間帯が決まっている。裁判所の書記官が、Hearingのセッション (Hearingの種類と「○月×日の午前」のような時間帯からなる一区切り) に事件を入れていく。

Hearingの予定は、最高裁判所内のキオスク端末で確認できるほか、ウェブサイトでも閲覧することができる。これらは、一般に公開されており、誰でも、事件名 (原告名、被告名、事件の種類) を見ることが可能である。

Hearingの実施においては、調書が自動的に生成される。たとえば、代理人弁護士が文書使用の申立を行い、それを裁判所が採用したことなどが、その場で電子的に作成される仕組みで

ある。次の回のHearingの日時もその場で決めてシステムに入力する。これらの入力は、裁判官又は書記官が行う。

V 日本とシンガポールの司法制度の対比

シンガポールの政治体制については、権威主義的 (開発独裁) などと評されることもあるが、日本とは政治体制が異なっていることに留意する必要がある。印象ではあるが、裁判所も弁護士会も (国際競争力強化の視点から) 国を挙げて取り組んでいるという意識が強いと感じた。また、シンガポールの場合国土が狭く地理的な範囲が日本に比べても極めて限定されていることは重要な差異である。地域的な特色や日本におけるような地域司法の充実のような視点がそもそも持たれていない。

(民事裁判手続等のIT化に関する
検討ワーキンググループ副座長)